

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和4年9月12日（月）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
陳情第3号 田幸保育所での「3歳未満児保育」のさらなる充実を求めることについて
議案第67号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）
議案第68号 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第66号 三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第69号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第73号 工事請負契約の締結について
議案第90号 動産の買入れの契約について
議案第91号 動産の買入れの契約について
- 4 出席委員 保実 治，藤岡一弘，大森俊和，杉原利明，黒木靖治，掛田勝彦，月橋寿文，山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【子育て支援部】松長子育て支援部長，柳子育て支援課長，林保育係長
【福祉保健部】立花福祉保健部長，富野井健康推進課長，白附社会福祉課長，塚本健康企画課長
【教育委員会】甲斐教育次長，古矢文化と学びの課長，中村学校教育課長，沖川教育総務係長，山本文化学習係長，向井学校教育係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は8名であります。出席、全員出席ですので、委員会は成立をしております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の、令和4年9月定例会のフォルダーにございます。審査順の通り行いたいと思いますが、初めに陳情1件、その後議案7件の審査を行います。陳情の審査は、陳情者提出者から要旨を説明いただき、質疑を行います。

質疑が終わりましたら、提出者には退席していただき、市の担当課から、本件についての状況等を伺います。また審査終了後、所管事務調査として、学校給食調理上の進捗状況について、執行部から説明を受け、現地確認を行います。進行次第であります。採決と所管事務調査は、午後を予定しております。

以上の日程で進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なし）

○保実委員長 無いようですので、この日程で進めさせていただきます。また、新型コロナウイルス

ス感染症予防として、経過時間を見計らって室内の換気のために、休憩を挟みたいと思います。また、十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力よろしくお願いを申し上げます。なお暑いと思われる方は上着を抜かれても結構です。

それでは会議に入ります。本日は、陳情書の提出者である。田幸地区町内会連合会会長の黒瀬様。田幸保育所保護者会会長の藤原様。田幸地区町内会連合会事務局長の古川様。3名にお越しいただいております。皆様大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ご説明いただく前に、会議の進行について簡単に申し上げます。これから陳情の内容について説明をしていただき、その後、各委員から、質疑を行います。質疑を合わせて概ね30分程度予定をしております。発言の際は、委員長と、挙手をしていただき、指名を受けてから発言をしてください。発言は着座のままお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(はい)

それでは陳情第3号、田幸保育所での3歳未満児保育のさらなる充実を求めることについて、説明をお願いいたします。

○黒瀬会長 おはようございます。田幸地区町内会連合会会長の黒瀬でございます。本日は、田幸保育所保護者会会長の藤原さん、田幸地区連合会の古川事務局長の3名で、本委員会に出席させていただきました。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それではこれより、私たちが提出しました、田幸保育所での、3歳未満児保育のさらなる充実を求める陳情書の趣旨説明をさせていただきます。田幸地区町内会連合会は、田幸地区コミュニティセンターを拠点として、安全、安心、笑顔の田幸を合言葉に、直面する諸課題の解決に取り組みながら、地域づくり、人づくりの活動を継続しているところでございます。

近年田幸地区においては、尾道松江線等の道路整備、田幸地区周辺の道路改修やインフラの整備等による、交通アクセスの利便性の向上に加えて、従前から、県道糸井塩町線沿いに、保育所、小学校、中学校、高等学校が整い、広島県立歴史民俗資料館、風土記の丘やゴルフ場富士三次カントリークラブ、健康増進施設いきいきランド田幸や、三次市斎場悠久の森等多くの社会資源の豊富さもあって、IターンUターン、新たな移住者も増加してきました。

こうした中で、女性の就労と子育ての両立には欠かせない、保育所機能の充実が、地域課題となり、2018年10月10日に田幸住民800人の署名を添えた田幸保育所での3歳未満児保育を求める要望書を増田市長へ提出しました。

この結果、おかげをもちまして令和元年度から田幸保育所に念願の3歳児未満児保育はスタートしたのです。実際、満1歳から2歳未満児の子どもを持つ保護者さんは、地元田幸保育所に他の兄弟と一緒に入所させることができ、安心して働きに行かれ、子どもを産み育てやすい環境が整いました。そして、こうした好ましい子育て環境の改善が、新たな移住者、Uターン、Iターン現象を促進させる結果にも繋がりました。

陳情書の文章にもございます、三次市立田幸保育所入所児童数及び今後の児童数推計表をご覧ください。田幸保育所に3歳児未満保育がスタートした令和元年度から令和4年度ま

での満1歳児と満2歳児の未満児の年間平均入所児童数は、10人を超え、令和4年度現在においては、未満児の枠が定員オーバーで、3歳から5歳児の入所枠はあっても、未満児だけは、他の保育所への入所を余儀なくされているケースが出てきています。そして来年度令和5年4月からの保育所入所状況について、田幸保育所保護者会による、直近の聞き取り調査等で、未満児保育の現状の枠では、希望者が全員入所できないということが、はっきりとわかってきたのです。

よって、本陳情書により、私ども田幸地区町内会連合会が進めている重点課題の一つである、子育て環境の整備として、田幸に住む児童が全員地元田幸保育所に入所できるよう、令和5年度から田幸保育所における3歳児未満児保育の入所枠の拡大と、それに必要な保育所施設の改修等もあわせて行うことを強く求めるものでございます。以上が、本陳情書の趣旨でございます。ご審議の上採択のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○保実委員長 ありがとうございます。それではただいまの説明に対し、質疑のある方はお願いをいたします。

はい。大森委員。

○大森委員 今、説明をいただいたんですが、未満児の枠から溢れた子どもたち、大体何人ぐらいいらっしゃるのか、戸数にして何戸ぐらい。それをちょっと教えてください。

○保実委員長 藤原会長。

○藤原会長 はい。現在、田幸にいる子どもで保育所の方にまだ入所されていない子どもたちは、現在15名おります。そのうち、他の保育所に通われている方もいらっしゃるんですけども、その子どもたちは、5名ということで、20名近くおります。その15名の中には、まだ妊婦さん、田幸に今おられる方の人数も一応含んでいる人数ではございます。世帯的に言ってもそうですね、第2子の方とかもいますし、今から田幸の方に移住をしてくる、今、家の方建設中であってっていう方もいますので、大体7、8世帯ぐらいはいるかなと思います。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 合計すると、戸数でいうたら8戸以上。

○保実委員長 よろしいですか。はい。他に。掛田委員。

○掛田委員 まず、丁寧な陳情書をいただきまして本当ありがとうございました。わかりましたよく。他の保育所に5名いらっしゃるという、会長の方からのご説明だったと思うんですが、この方たちの実態というのをもう少し説明していただければと思って質問させていただきたいんですが。例えば、田幸地区で生活をしているにもかかわらず、仕事の関係で、近くに保育所利用ができる保育所が、あるわけでもなく、遠回りして、よそのエリアまで行って、保育所を利用して、また勤務されているような、そういう、少し朝早朝あたりで非常に勤務の忙しい中で、遠回りして、やむを得ない状況の中で保育所を利用されてるような、そういう保護者の実態というようにとらえ方なのか、それとも何かもっと個別具体的な話があるのかということをご説明いただければと思います。

○保実委員長 藤原会長。

○藤原会長 他の保育所に通われているお子さんなんですけども、実際に田幸保育所に入りたくいっ

ということは、聞いていたんですが、この4月時点ですでに定員の方オーバーで、受け入れる体制が取れないっていう状況でしたんで、4月以降に入所されたいっていうことだったんですけど市の方に言ったら入れないっていうことで、仕方なく、他の空いている保育所に行かなければならないっていう状況がほとんどではあります。やはりその中に兄弟関係で、上の子は田幸保育所に来ているけど、下の子が入れなかったっていうことで、2ヶ所の保育所回られてる保護者さんの中にはいらっしゃると思います。

やっぱり、朝の送り迎え2ヶ所行くっていうのはとても時間がかかりまして、私自身も子育てをしている中で、やはり5分、10分早く出ないといけないっていう状況だけでも、家のことだったり、いろいろやっぱり心のゆとりが違ってはきますので、負担も大きくはなってます。2ヶ所に行くということは時間もかかりますが、その分行事の方も2ヶ所分しないといけないので、保護者の方にはとても負担も大きくなるし、子どもたちもやっぱり、上のお兄ちゃんお姉ちゃんが行ってるところに行けなくて、やっぱり不安があるお子さんとかもいらっしゃるし、また、やっぱり戻ってくればっていうこともあるんですけど、やっぱりそうすると、子どもが、また1からの環境に慣れていけないといけないって言ったところで、子どもにも大きなストレスにはなってくるのかなと思います。今、その中、5名ですね、通われてる方はそういったやっぱ、田幸保育所に入れなから、でも、お母さん仕事しないといけないから、仕方なく入れるところに、とりあえず入れられているっていう方がほとんどでございます。

○保実委員長 よろしいですか。はい。掛田委員。

○掛田委員 もう一つお尋ねしたいんですが、ですからこの1歳2歳のところが、キャバがオーバーしてるという、定員オーバーしてるというような話として受けとめさせていただいたんですが、最初に3歳、4歳、5歳というところでまた田幸地区の保育所に皆さん一堂に集まっていくようなそういう今、流れというか動きが一般的になっているわけなんですかね。

○保実委員長 藤原会長。

○藤原会長 はい。3歳以上であれば、枠の方が余裕はありますので入ってくる。戻ってこられる方もいるんですけど、中にはやっぱり友達、やっぱり0歳1歳から入られてる保育所での友達関係だったりとか、保護者の方も、また、環境が変わるっていったところでそのまま、最初に入られた保育所にいて、やっぱり田幸保育所には戻ってこられないっていう方もいらっしゃるし、先になると、小学校まで田幸に住んでいるのに、小学校もその保育所、行かれてる保育所の学区にわざわざ送ってっていうやっぱり子どもさんのことを考えての判断だとは思いますが、そういう状況が実際にあるので、そこもやはり、小学校に繋がってくる問題にはなってくるので、やっぱり未満児保育の方をしっかりと充実させて、そのまま保育所、小学校と上がってもらえるように、ちょっとしていきたいなど、考えているところです。

○掛田委員 はい。ありがとうございました。

○保実委員長 他に。山田委員。

○山田委員 2点ほどお聞きするんですけども、以前からこういうところ、こういう話は想像がついてたんだと思うんですが、保育所と保護者さんとの間で、そういった話し合いというか、もう

ちょっと増やしてくれればいいんだけどとか、やっぱ先ほど先ほど、少しできないという回答があったという話は、できないいうだけじゃなくてですね、そこで何らかの回答とか対応とかいうのがあったりなかったりとかいうのがあれば、教えていただきたいのが1点と、もう1点は、要望事項の2番の方へ、必要な保育所施設の改修等もあわせて行って欲しいということですが、この辺り具体的にですね、どういうことを示してるのかというのが、あれば教えてください。

○保実委員長 古川事務局長。

○古川事務局長 山田委員のご質問でございますけれども、まず終わりの質問でございますが、未満児が増えれば、スペースも必要になって参ります。1人の保育師が見られる児童の数というのは未満児が少ないわけですね。どうしても、保育スペースの問題が出てくると。いうことがございます。1点目は、お願いします。

○保実委員長 藤原会長。

○藤原会長 はい。1点目のご質問ですが、保育所の先生の方にも何度か相談の方はさせてもらってて状況等も一応共有の方はさせてもらってる状況で、その中で、やはり保育所の広さだったり、もともと田幸保育所のつくり自体が、もう昭和61年に建てられてるもので3歳以上でスタートしてる保育所なので、そんなに大きくもないので、そこを未満児保育始める時に改修の方はしてもらって、今の状態ではあるんですけど、やはりそこが、狭いので、そこをまずどうにかしないとイケないっていう回答もいただいているのと、やはり保育士の人数が、足りないって言ったところで、そういう話は具体的にはしてはいるんですけど、やはり先生方も、そこでの判断はなかなか難しいのっていう、話はしているところではあります。こちらからは、どうにかならないですかね。どうなんですかね。っていう話は常に役員会だったりの時に、先生とお話はさしてもらってます。

○保実委員長 はい。山田議員。

○山田委員 確認になりますけれども、来年の春、令和5年度にかけて、その施設の整備を行うということをししないと、当然、通園できない。通所できない子どもたちがさらに増えるというか、いうことでよろしいです。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 ちょっと数点お聞きしたいんですけども、今三良坂なんかから、こられたりとかっていう児童さんもいるっていうのも聞いているので、ちょっとその辺がどうなのかなと。いうのをお聞きしたいのと、来年の令和5年度の予想で、1歳児が6人、2歳児が8人の14人と、当然今のスペースで無理なんですけども、この方たちは、すべて田幸の方なのかどうなのか、これがマックスなのか、ていうところをちょっと教えていただけますか。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原会長 今の田幸保育所で通われてる方なんですけど、ほとんどが田幸です。1名を除いて。1名の方は、もともと田幸には住んでられたんですけど、ちょっと事情で出られた方ですが、そのまま田幸保育所の方に通っていただいている状況です。あとは、はい。皆さん田幸に住所のある、方が通われてる状況です。令和5年度6名8名という方の人数も、田幸に住んでいる方と、今から来年度に向けて、田幸に住んでくる、戻ってこられる方の人数の調査をしていますので、ここに今人数

入ってる方以上、ここにまだちょっと入ってない方も実際にはいます。今から生まれて、来る子は入ってないので。今から1歳になる。来年度1歳になる方でまだ今田幸には住所はないけど、来年度までには、田幸に住んで通いたい。という方もいるので、これよりも増える予想はしています。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 これよりも増えるかもしれないところですね。はい。で、あと神杉の方に通わせるよ、とかっていうような保護者の方は、いらっしゃるのかどうなのか。

○保実委員長 藤原会長。

○藤原会長 はい。近いところで言うと神杉、和田保育所の方が近くはなってはきますが、やはり田幸に住んでいるので、田幸保育所に入れたいっていう声は聞いてますんで、やはりどういう状況なのかっていうのは相談を受けたりとか、その保護者さんの話の中で、来年度だったりとか途中から入れたいっていう方はいて、基本的に第1希望としては、保育所に入れたいっていう方がほとんどです。やっぱどうしても、それ入れなかったらもう近くに入れないといけないからっていう方なんですけど、ほとんどの方は、今聞いている限りでは、皆さん田幸保育所にやはり入れたいっていう声が多いです。

○保実委員長 よろしいですか。はい。他に。はい。杉原委員。

○杉原委員 申し訳ない。再確認させてください。この令和4年度のこの児童数は、現状の23人、6、5、8、2、2は、現状の確かな数字ということでよろしいのか、ということと、あと令和5、6年度は、今回の陳情を受けて三次市が、未満児保育を拡充したとしたら、6人8人4人7人は入ると考えてよろしいのか。これ確実に入っていただけるのかというのを伺いさせていただきます。それから令和2年度の三次市の保育所の規模適正化計画の中で、一応田幸保育所、規模適正化のですね再編の可能性のある保育所に認定されとるとするのは、ご承知の上のことだというのは認識してよろしいのか、3点お伺いいたします。

○保実委員長 藤原会長。

○藤原会長 最初のご質問、令和4年度の人数は23名で今現状も変わらない状態ではあります。次の令和5年、6年度っていうのも、はっきりと全員入りますとは、いいにくいところではあるんですが、今、聞き取りをしているところで、どこの保育所に入れたいのかっていう希望等も聞いた上で数字を出していますので、この数は入ってくれるのではないかなというところでは、若しくは増える可能性もあるし、減る可能性もあるかもしれないんですけど、大体この人数の入所の希望者がいるという状況にはなります。規模適正化の方も田幸が入っていることも知っています。やっぱ、規模適正20名未満ですよ。そこに対応してるのも知ってる上で、やはりその中で、田幸に子どもがいて、入りたいと言っているのに入れなくて、その規模適正化の中に入ったままっていうのもちょっと矛盾してるかなとすごく思ってます。今の人数の推移でいくと、増えるか、30人前後になってくるって言ったところではあるけど、入れないまま規模適正の中にいるっていうことが、それで統廃合の対象のまま、結局統廃合になるっていうのになると、ちょっと入りたい子がいるのに、そこをされるとちょっと困るなっていうところはあるので、はい。そうですね。やっぱりしっかりと田幸の子どもたちが、希望の方が入るようにしていきたいと思っています。

○杉原委員 はい。ありがとうございます。

○保実委員長 他に。はい。大森委員。

○大森委員 もうちょっと聞かしてください。このたびの要望について、これは部屋の問題ですか、それとも人数の問題として、考えてらっしゃいます。

○保実委員長 古川事務局長。

○古川事務局長 まずは人数の問題でございます。先ほども少し申し上げましたけれども、1歳2歳児は、保育士がですね、1人の保育士が6人、7人しか見れないわけですから、必然的に未満児が増えれば、保育士も必要でございます。逆に4歳児5歳児はですね、15人とか20人とか枠が広いので、そういった意味であくまでもまず枠を広げてください。というのが要望です。それにもし、スペースの問題があればそれは行政としてですね、しっかり考えていただいて条件整備をしていただきたい。というのが2番目の趣旨でございます。以上です。

○保実委員長 はい。大森委員。

○大森委員 保育士の数が足りないと、いうことになればですよ。やはり教育条件の整備をするのは、これ行政の責任としてやらなきゃいけないことになっておるわけです。それはぜひとも、やりたいなと思うんです。何年前かな田幸の保育所は、リニューアル改築したことがある。その時に議論の中にあつたのは、田幸は、このまま萎んでいくのか、いや、それともこれから発展していくのか。どっちだろう。というのがあつたの覚えてるんですよ。ほんで、当時、地元の説明は、いや、IターンUターンも徐々にではあるけど、少しずつ出てきておるから、おそらく子どもたちが増えていくだろう。いうご意見がありました。その時の結論は、ではその時にはその時でまた議論しましょうと。いうことになっておつたと思うんですよ。それが今日とするならば、私はそれは大事なことであつて、議会がその話を古い話だから言うて蹴ることもできんし、行政もそりゃ昔の話だ。僕は知りません言うて、市長新しいからね、言うかもわからん。それも許されんことだと。だからそこのところはね、きっちりと地元の中でも、整理をしておいてもらえばと思うし、我々もそこのところはしっかりと自覚をしておかなきゃいけないと思う。あと、細かいところについての改修も出ておりましたけど、それもおそらく項目の中へ入っておつたような気がするんです。幾ら素晴らしい施設を作つたとしても、足りないところが随分出てくるから、またこれも議論しましょうということになっておつたと思う。だからもう、私のあいまいな記憶だけで言うのもあれですけど、そこのところもきちっと整理を双方でしなければならぬ。特に、行政と、我々議会におるものも、しっかりとそこのところ、もっと上でこの議論を進めなきゃいけない。思います。そこのところを把握はしとってですか。

○保実委員長 はい。古川事務局長。

○古川事務局長 田幸地区のいわゆる、例えば10年後とかどうなるのかといったときにはですね、やはり定住者も結構いらっしゃいますし、例えば今、塩町中学校がですね、三次市内で2番目の生徒数の多さというのはやはりこういう、アクセスのよさから来ているのではないかと思います。特に地元塩町JR駅もございますし、そういったことから、いわゆる田幸人気がですねあつて、その中で田幸地区町内会連合会におきましてですね、保育所のニーズが、増えてくるという認識も

しておりますし、そういった論議もですね、今、まちづくりビジョンを作りながらやっておりますし、それから保育士ですね、確保等につきましてもですね、やはり地元の問題であるから、やはり地元の人材を見つけながらですね、やっぱり、行政と一緒に汗を流していくという動きもしていこうじゃないかという話もしております。

○保実委員長 はい。ありがとうございます。他に。

他に質疑がないようですので、本陳情についての説明及び質疑を終了したいと思います。審査の結果は後日文書でお知らせをいたします。陳情書提出者の皆さん、どうもありがとうございました。

(陳情書提出者退出、子育て支援部入室)

○保実委員長 では続いて本件の担当部署であります、子育て支援部から、今回の陳情についての状況を聴取したいと思います。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 陳情第3号田幸保育所での3歳未満児保育のさらなる充実を求めることについて、子育て支援部からご説明いたします。田幸保育所は、第二期三次市立保育所規模適正化推進計画前期計画の3歳未満児保育において、田幸地区の児童数推移や、入所動向等の検証により、3歳未満児の保育需要が見込まれることから、令和元年度に満1歳で入所可能な3歳未満児保育を開始した保育所です。

開始後の各年度末における3歳未満児の人数は、令和元年度が全児童24人中10人。令和2年度が22人中9人。令和3年度が17人中10人。今年度9月現在、23人中11人という状況でございます。加えて、年度中途に入所申請されたものの、受入れが難しく、他の保育所に通所している3歳未満児が複数名おります。受入れ困難の理由としましては、保育所で児童を受入れる場合には、児童1人当たり必要な面積基準や、保育士配置基準を満たす必要がありますが、現在の乳児室では十分な面積が確保できないことや、受入れに当たって、保育士を追加配置する必要がありますが、年度中途での保育士確保が非常に困難であることが挙げられます。

しかしながら、田幸保育所の令和元年度以降の入所児童数や入所申請状況、併せて田幸地区の人口動態等を勘案しますと、今後一定期間、同様の保育需要が続くことが推測されることから、3歳未満児の受入れ枠を拡大することについて検討を行いたいと考えております。以上ご説明です。

○保実委員長 ありがとうございます。では今の説明について何か皆さんの方から質疑があれば。月橋委員。

○月橋委員 今1歳児と2歳児の部屋は同じ部屋だと思うんですけども、来年、令和5年度で計算するとですね、平米数が決められているので計算すると、36平米ぐらい以上ないと。駄目なんじゃないかなというふうに思うんですけど今現状の、平米数、何畳でもいいんですけど、教えていただけますか。

○保実委員長 松長部長。

○松長子育て支援部長 今現在乳児室は36平方メートルです。それから児童の1人当たりの面積でございますけれども、0、1歳児については1人当たりが1.65平方メートル。2歳以上は1.98平方メー

トル。というふうになっております。また、ほふく室、ハイハイをする子どもということになりますが、2歳未満でいくと3.3平方メートル。ということになりますが、田幸保育所については乳児室、保育室兼用ということになりますので、2歳未満の子供については3.3㎡が必要ということになります。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 それじゃ、ぎりぎり大丈夫であるという、私もちょっと聞き取りもさしてもらったんですけど、今の人数でもかなりいっぱいということで、子どもたちを見ても狭いなというふうには感じるのです。なので国の基準には適合してても、現状をもう少し広げないと、あと数人ですね、保育所としてやっていけないのではないかと思うんですけども、その辺はどうか。

○保実委員長 松長部長。

○松長子育て支援部長 乳児の面積のところでございますけれども、今現在田幸保育所の園舎の中には、乳児保育室のほかあと3部屋ございます。それは遊戯室、それから3,4,5歳の幼児のクラス、それからもう1部屋が、朝夕の送迎に使っている保育室ということになるんですけども、乳児が活動できるスペースというのを、今ある保育室、遊戯室のところ、その部屋を運用というところで、利活用できるようにして、乳児室として使用するというようなところで、面積については部屋の広さについては、検討できるのではないかと思います。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 僕もちょっと今そのところ聞こうおもったんですけど、保育所45名定員で未満児の方始めてから、未満児の前乳幼児室が厳しいということなんだけど、部屋のについていうか面積的にいうか多額の改修費用等をかけずに、この未満児の受入れ枠を増やして、お金を、建築的な部分にかけずに、保育士を雇うこと増員することによって、クリアできるということで考えとって今、今後保育ニーズがあるので検討したいとおっしゃられたというふうに受け取っていいのかということと、今後、一定程度の保育ニーズが20人以上になるかなこの第二次のところから見て適正化の時にはのしとっちゃったんですけど第二次第二期の時には、少々っていうか適正化枠から外れるというか、この保育所は、一定期間は、伸ばしていくっていうようなお考えでいらっしゃるのか、令和5年度までの計画なんで令和6年には、新たなものを来年度中に、計画してんだと思うんですけど、規模適正化計画を、この前一般質問をちょっとさせていただきましたけど、そこら辺の今のお考え、規模適正化における田幸保育所の位置付けというのが、あれば伺いたします。

○保実委員長 松永部長。

○松長子育て支援部長 まず最初のご質問のところでございますが、やはり大きな改修はしない方向で保育士の活用というところで考えていきたいと考えてます。もう一つの規模適正化でございまして、今第二期の基本方針と、その方針に基づいた推進計画後期計画というところで、規模適正化を進めておりますけれども、これについては令和5年度まで、いずれも令和5年度までの期間となっております。従って令和5年度に次の方針であったり、その推進の計画を立てるようになりますので、ここでまた策定したものに基づいて、次なる期間については規模適正化の方を進めていきたいと考えております。従って、現計画でいきましたら20名というのが概ね基準になっておりま

すけれども、そのところもあわせて、次の方針、計画の方で検討していきたいというふうに考えております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 今議員の方から面積の話が出てきているわけですけど、私は、人員の関係で配置基準の関係で質問したいんですが、今、田幸保育所って何名体制で所長さんいらっしゃると思うんです、何名体制でされているのか。この1歳児2歳児は、これはどういう体制なんですかね人員基準が1対6で、1歳2歳で、定員という括りでいうと12人っていう、考え方でいいんですかね。その辺りちょっと、人員の配置基準を、聞かしていただければと思います。

○保実委員長 柳課長。

○柳子育て支援課長 先ほどの保育士の人数でございますが、現在田幸保育所につきましては、保育士、所長を含む、5人、調理員が1名の6人体制で行っております。詳細につきましては、所長1名、保育士3,4,5歳が保育士1名、1歳2歳児のクラスに保育士2名、保育士1名フリー。と、調理員1名となっております。先ほど言いましたように保育士の数につきましては0歳児につきましては、保育士1名につき3人。1、2歳児につきましては、1人につき6人となっております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 本市においてもですね、この保育士の方って国家試験、有資格者でないとお仕様ができないというような、そういう認識を持っているんですけど、ですからこの人員を配置することによって、定員ってのはちょっと私、この定員オーバーという考え方がよく私も頭の中でまだ理解できてないんですが、その受入れ体制ってのは、現実的に可能であるというふうにとらえてよろしいんでしょうか。

○保実委員長 松長部長。

○松長子育て支援部長 これにつきましては、市全体ですすね4月、新年度の児童数に基づいて、保育士を配置していきます。そしてその時点では、待機児童が出ないように、配置を検討していきます。田幸保育所について4月当初、4月入所に向けて、その前年度に申請された方については、待機児童が出ないように、保育士の方を配置するように努力しております。従って、その次の令和5年度入所申請をされた方が、どの年齢構成で何人入ってくるかによって、保育士の数というのは、やはり異なってきますので、それを確認した上で、配置の方に努力していきたいと考えてます。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 ちょっとすみません。もう一つ質問なんですけど、この陳情書に定員オーバーってあるんですが、定員っていうのは例えば拡充して、状況が状況であればまたさらに縮小するという事は簡単に割と柔軟性を持ってできるもんなんですかね。その1点だけをお尋ねします。

○保実委員長 松長部長。

○松長部長 定員というのはもうすでに公表されていて、定まっておりますものですから、定員自体を変えることは少しいろいろな手順を踏むという形になりますけれども、定員内の規模の型については、保育士の配置が何人できるかということで、受入れ人数を拡大することができるという考え方です。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 何度か同じ質問になってしまうかもしれませんが、結局のところ先ほど言われた人員のところは中途採用を探すのが非常に難しいということで、結果、5年度の春ですよ。次の春のときに、対応した状態を目指すのか。おいおいの話に、今、考えられてるのか、その辺のタイムスケジュールというか、ロードマップ的なところを、もう今現在でお考えなら教えていただきたいです。お願いします。

○保実委員長 松長部長。

○松長子育て支援部長 先ほども保育士の配置のところでも申し上げましたけれども、実際に入所指定してきた。人数に応じて保育士を配置します。その場合に、例えば保育士1名配置したその保育士が受け入れられる6人枠のうちの5人まで詰まってるのか、或いは6人枠のうち、1人だけ詰まっているのかという、その状況によって異なってきます。従って十分に、保育士1人配置、1人分の子どもを受入れる枠がまだ十分に残っている状態でしたらば、それで十分対応できると思うんですけども、例えば、保育士1人配置しましても6人枠のところ、6人枠で6に受け入れられる枠6人まで詰まっている。という状況も考えられますので、それについては、来年度の受け入れ時点で、その枠を、十分取れるように検討していきたいと考えてます。来年度、4月1日の入所に向けて検討していきたいと考えております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 おそらく今の話を聞いたら、去年度も当然募集があったけど全部受けきれなかった。先生の要はよそへ行かれる方が生まれたという話がありましたけれども、それは、去年度も同じように、募集があった時点で、先生を探したときに、みつからなかったんでいや足りないというか、人数オーバーしたところ、よその保育所さんへ、行っていただいたという現実があったという。ことなんですかね。それぞれとおんなじ作業を今年もされるという、ことなんで、すいませんお願いします。

○保実委員長 松長部長。

○松長子育て支援部長 例年ですね、4月1日入所に向けてその前年度に申請された方については、できるだけ希望に沿えるような形で保育所配置しております。また市全体として、待機児童が出ないように、その一部の方については、第1希望でなくても第2希望の方でお願いしますというような調整をしつつ、保育所に入れる方向で検討しております。で、田幸保育所についてもですね、おそらく年度途中で申請された方については、翌年度、4月のところで、ほぼ入所できているのではないかと。考えております。これまで対応してきているのではないかと思います、この度の陳情されたことに伴いまして、そこのところ年度途中での入所申請の児童数のところも勘案しつつ、保育士の方を配置していきたいと考えております。

○保実委員長 他にありませんか。なし。ほかに質疑がないようですので、以上で陳情第3号に係る審査を終了いたします。

○保実委員長 これより議案審査を行います。初めに、議案第67号三次市保育所設置条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いいたします。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第67号三次市保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。今回の改正内容は、条例別表から三次市八幡保育所の名称及び位置を削るものがございます。八幡保育所につきましては、令和元年11月に、保育所保護者会等と休所に係る覚書を締結後、令和2年4月から吉舎保育所へ統合し、休所としておりました。休所から2年が経過し、今般、保育所を廃止することについて、地域と合意が整ったことから、条例の一部を改正しようとするものがございます。なお、施行日は公布の日からといたします。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 では質疑をお願いいたします。

○保実委員長 ありませんね。ないようでしたら、以上で議案第67号の審査を終わります。子育て支援部の皆さんありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(子育て支援部退出、福祉保健部入室)

○保実委員長 それでは議案第68号三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第68号三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本議案は、三次市国民健康保険三次子ども診療所を三次市福祉保健センター内に開設することに伴い、三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正することについて、市議会の議決を求めようとするものがございます。改正内容の要旨について、市内の開業小児科医院不足を危惧し、少子高齢化、人口減少への施策として、安心して子育てできる医療環境整備のため、公設の三次市国民健康保険三次子ども診療所を三次市福祉保健センター内に設置するものがございます。次に、三次子ども診療所の概要についてご説明いたします。開設の目的ですが、国民健康保険診療所の小児科として、小児の診療、乳幼児健診、予防接種の実施、ネウボラ三次の事業等、保健事業と連携した事業に取り組み、三次地区医師会、市立三次中央病院との病診連携を図り、地域医療へ貢献する役割を担う診療所として開設するものです。運営主体は三次市でございます。開設場所は、三次市福祉保健センター3階の多目的室に開設し、その面積は167.4㎡です。開設時期について、令和4年4月1日の開設を予定しております。診療開始は5月以降の予定でございます。診療日につきましては、規則で別に定めることとしておりますが、概ね、年末年始、祝日を除く、月曜日から金曜日の予定でございます。運営スタッフについては、雇用形態として、会計年度任用職員で、医師を含めて7名を雇用する予定でございます。この7名の内訳は、医師1名、看護師4名、事務職員2名、看護師等は、令和5年3月の雇用の予定です。医師につきましては、令和5年4月雇用の予定でございます。

続きまして、予算について、令和4年9月議会で補正計上いたしております。診療所特別会計補正予算歳入歳出、5,452万5,000円は、歳入予算は一般会計からの繰入金です。続いて一般会計、診療

所特別会計繰出金、同じく5,452万5,000円。その財源内訳は、過疎債が、4,930万円。一般財源が、522万5,000円でございます。最後に、収支見込み等についてご説明いたします。年間7,680人の受診患者数を見込み、歳入歳出は、年間歳入7,032万円。歳出6,882万4,000円。差し引き149万6,000円の黒字を見込んでおります。公的診療所としての役割を重視しながら、中長期的な安定運営に、努めて参りたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい。では質疑をお願いします。はい。杉原委員、

○杉原委員 全員協でもちょっと何名かの方から、質疑があったところをもう1回ちょっとお伺いしたいんですけど。ここに場所を、子ども診療所の開設というのはいいことだと。直営でもやれるという決断はですね2年間、応募がない中でということでもいいと思うんですけども、場所を選定された理由をもう一度お伺いしたいのと、例えば、新築戸建てとか、三次の保有する土地の上とかにですね、建物を建てる。単独した独立した建物を建てるというようなお考え等は、途中でなかったのかと。いうことをお伺いします。全員協でも指摘多かったですと思うんですけど。私も思うには予定されている建物ですけども入口が三つあって、各階にトイレもあります。お子さんとか、例えばプール熱とか、流行り目とか、かかって、病院診療所受けられた際に、例えばそういう症状が見てとられたら、病院によってはすぐにそのお子さんを隔離されて、通ってきた動線とか机触った可能性がある、机とか消毒したりしてですね、すぐに対応するというような、すぐうつりやすいアデノウイルスをもとにした病気なんかのときに対応されている形というのは病院とかで見させていただくと。中で、あこだと正面から入ってきたんかわからんし後ろから入ってきたんかわからんし生涯学習センターの三階ぐらいのところの二階側の渡り廊下から入ってきたのかもかわからんし、診療所では先生が、これ、流行り目ですねとか言った時点で、トイレ行っとっちゃったかどうか洗面所使っとっちゃったかどうかとかも、一切基本的にはわからんような状況。シチュエーションというのは考えられると思うんですけども、改めてこの場所の選定に至る経過と、そういうリスクヘッジをどのように、考えられたのかお伺いしたい。それともう1点。薬調剤については、ここで出されるんですかそれとも外部薬局への、外部の調剤薬局でもらうというような形になるのでしょうか。2点お伺いいたします。

○保実委員長 立花部長

○立花福祉保健部長 まず場所選定の理由についてでございます。議員おっしゃられましたように新築の戸建ての予定はなかったのかと、というようなことがありましたけれども、そういったことも当然考えておりました。それから、閉設されたような医院ですね。こちらについても考えてやりましたが、なかなか持ち主との話がまとまらなかったというところもあります。新築につきましては、とても時間がかかる。今から建設すると、とても来年4月開設には間に合わないというところで、今既存のですね、三次市福祉保健センターを、を選ばせていただきました。見ていただくとわかるんですが決して、あそこの多目的室ですが、診療所として、ふさわしくないことはない。適切な場所であるというふうに我々認識しております。ただ、議員おっしゃられましたような、感染症の問題で動線は確保できるのかというところでございます。こちらにつきましては、あらかじめ診

療の受付けをした時点で、そういったことを聞き取りをしてですね。感染症の疑われる方については、例えば、お車で待つていただくとか、そういった方法を考えていきたいと。それから、当然、ドクターの考えもございまして、そういったところの対応を考えていくようにしております。薬局について、調剤については、当面は院内での処方を考えております。小児科、そんなに薬の種類も多いというふうには聞いておりません。院内で対応できるかなというところですが、やっていく中でですね、院外も必要であれば、検討していきたいというふうに、現在は考えております。

○保実委員長 杉原議員。

○杉原委員 全協の時も受け付けをされて車の中で待つていただくというようなことも説明されとったんですけど、その受け付けに来るまでにすでにリスクがあるんじゃないかなってというのが私の思いなんですけれども、受け付けはおそらくこの3階が受け付けに、と思うんですけれども、それまでに1階、2階、トイレもありますしエレベーターもありますし、ていうところの、管理っていうか、そういったところの徹底というのがしきれんかなってというのが心配事ですよ。だからそういうリスクも全部考えた上で行政として、感染症が広がったりせんような、形が安心してとれるような方がいいんじゃないかなって思うんですけれども、それは例えば今からの運用とかルールとかで、何とかやっていくんか、もうここかかる人はこの入口から入ってくださいとか言ってしまうんかとか、もろもろ考えてしまうんですけれども、もう1回その、お答えを受け付け自体は3階なんですよね。そうするともうリスクはとりきれてないんじゃないかなと先ほどの答弁からだと思うんですけれども、もう1回お願いいたします。

○保実委員長 立花部長。

○立花福祉保健部長 ご指摘のあった通りで、受け付けまでこられる人についてですね、大丈夫なのかというところなんですけど、全くゼロにはならないと思うんですけれども、一応予約システム、それから事前問診システムですか、こちらを導入して、症状がどうなのかというところをお伺いした上で、受け付けにお越しいただくか、車でお車の中でお待ちいただくかというところも判断して参りたいというふうに考えております。一番、我々も気をつけていかなければいけないところの一つであるというふうに認識しております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 私はですね、この議案の内容についてその方向性ってのは私は大事にしていかなきゃいけないと思いますし、尊重もしておりますんで、2点についてお話しさせていただきたいんですが、今杉原議員がお話しされた、或いは全協でお話が出てきた内容と、重複して申し訳ないんですが、やはりコロナ感染のところで言っても感染のおさまる心配がないということですね。波をとにかく繰り返してる。やはり気になるのがやはり3階までの動線が感染対策上ですね、やっぱりよくない。というような気がします。あそこの3階の場所を私も見さしてもらったんですけど、エレベーターのあの狭い空間でですね、人の方が入ってきた時の換気の状態とかそういったものは、どういうふうに考えていらっしゃるのか、あそこにも手を加えていくのかどうなのか、っていうようなことも、聞いてみたい。そういった中身です。もう一つは、ただでさえが不足している状況の中で、このドクターの確保をですね専門職である看護師さんもそうなんですけど、例えば、ドクターは広大

から派遣されてこられるのかどうなのか、これ常勤の先生として考えていいのかどうかですね。フレキシブルな勤務体制が、想定されているのか。というようなところで、やっぱりドクターの確保ってところが、どういうふうな形になっていらっしゃるのかということ、質問させていただきます。

○保実委員長 立花部長。

○立花福祉保健部長 掛田委員のご質問、まず1点目ですね、エレベーターについて確かに、ちょっと狭いエレベーターなんですけれども、このエレベーターの換気についてですね、今調査をしておるところです。で、おっしゃる通りですねちょっと換気が弱いような気がしますので、換気を強くできないかということについてですね、まだ結果出てませんが、調査をしているという状況でございます。それから、ドクターの確保について、おっしゃる通り、ドクターの確保がですね一番、我々も苦労したところでございます。勤務形態については常勤です。派遣ではございません。常勤を予定しております。現在勤務医として勤務されておりますが、三次市のためにですね、この小児科診療所で勤務しようという方が、いらっしゃいますので、その方へですね、お願いして、常勤で考えております。以上です。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 これもう最後の質問になるんですが、運用につきましては、これから、しっかりまた煮詰めて、整理されながら進められていくと思うんですね。で、私たちの手元資料の中に図面といましようか、見取り図といましようかそういったものをいただいているんですが、これ今の時点で例えば先生あたりとこう協議されたとかいうことはあるんでしょうか。

○保実委員長 立花部長。

○立花福祉保健部長

当然、ドクターが使いやすいようにですね、職場といいますか診療所にしていくために、事前協議はしております。どういう部屋が必要かとかですね、どういった受付にしようかとかいうところは、進めております。詳しくはこれから設計業務委託ということになりますので、その中で、さらに踏み込んだ内容の調整はですね、させていただくというところでございます。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 私は、職員体制のところでお聞きするんですが、職員さん、7名すべてが会計年度職員での採用ということですので、先ほどもありましたけど、医師の確保の方を非常に苦勞されてるということなんですけれども、このあたりですね待遇をよくするなりすると、さらに探しやすかったんじゃないかなということも思います。そのあたり例えば予算措置の関係とか施設上とか前例とか何らかの理由があって、会計年度任用職員さんにとということなのかもしれませんが、説明があればお願いします。

○保実委員長 はい。立花部長。

○立花福祉保健部長 議員からご質問ありました待遇を良くすればというところがありますけれども、確かに待遇を良くすればですね、看護師にしてもそうですし、多くの応募があるとは思いますが、他の医療機関との兼ね合いを考えましてですね、公設公営でやる以上よそへお勤めの看護師

さんを引抜いた、というようなことになっていけません。というところで、やはりある程度その辺を考えさせていただきましてですね、この会計年度任用職員ということで考えさせてもらいました。

○保実委員長 はい。黒木委員。

○黒木委員 2点お聞きさせてもらいます。先ほど同僚議員も質問されて関連する中なんですけど、先ほど部長がですね、新築には時間がかかると。おっしゃって今は新築考えてない、ということなんですけど、将来ですね、本当に三次市は、子育て日本一を標榜されてるんならですね、将来の建替えも視野に入れた中長期に立ったですね建替えも視野に入れられないのか、そういう考えはないのかということ、もう1点はですね、先ほど同僚議員の質問の中でですね、スペースの中の室内の関係ですが、先生の意見を聞くと言われましたが、先生だけでなく、利用されるのは、保護者の方です。ですから先生だけでなしに、保護者の意見も取り入れるべきだと考えます。歩いててですね、そういう子育て世代の方から、すごい今、個人医院の方もですね、されてますが、一つだけでは、すぐ見てもらいたい時になかなか厳しいことで、そういうことを言った時にですね、中央病院がありますからいうことを言われるんですが、なかなか電話で中央病院いうわけにはいかないんで、そういうことも将来踏まえたですね、新築を考えられないかと、この2点をお聞きさせてもらいます。

○保実委員長 はい。立花部長。

○立花福祉保健部長 現状を考えますと、やはり新築ではなくですね、今ある施設をというところでございます。議員おっしゃられましたように、将来的に今開業されてる医院が、いつまでできるかもわからない。で、公設公営の小児科一つになるかもわからないですね、その時、状況を見ながらではございますが、今の時点で新築を考えてますというようなことはありませんけれども、公設公営で中長期的に今の開業医のバックアップも含めてですね、公設公営でやっていこうという考えではございますが、議員おっしゃられましたような視点も必要であろうというふうに考えます。現在は新築を何年後に考えているというような考えは持っておりません。それから、病院で働く人の意見それから、保護者のご意見も伺って、その診療所の中のレイアウトですか、そういったところもというご意見でございますが、やはりどっかと一緒に仕事をする看護師とですね、そういったところの意見も大切にしていきたいと思います。可能な限りですね、できる範囲でというふうに考えます。保護者の方のご意見というのは、なかなか、今どうやって意見を伺うかなという、もし伺うとすれば、どういう方法があるかなというのを考えてみたんですが、ちょっと、これについてはですね、議員のご意見としてちょっと承りたいというふうに思います。以上でございます。

○保実委員長 他に。はい。副委員長。

○藤岡副委員長 それでは、1点ほど質問をさせていただきます。私からは駐車場のところでちょっと質問をさせていただくんですが、今現在福祉保健センターのところですね、日によってはですね福祉保健センターであったり、又は図書館の利用者であったり、日によっては、満杯になってしまう状況もあるかと思えます。私も利用させていただくので、今日は車止めるところがあまりないなということを感じる日もございます。満杯であったり、又はイベントがあったときなどで駐車場が

満杯になった場合は、親水公園へ案内されるケースもあるかと思いますが、今回、この年間受診患者数が7,680人というところで、大ざっぱに1日平均すると20名少しかと思うんですけども、そういう状況になったときに、現状の駐車場体制で賄えていくことが可能なのか、そこについてどのようにお考えなのか、1点質問をさせていただきます。

○保実委員長 はい。立花部長。

○立花福祉保健部長 確かに、議員おっしゃいますように、あそこで行事があつたりとかですね、介護会議などがあった時には駐車場が一杯の状態になります。これにつきましては、現在の指定管理者とですね、協議をして、そういった会議がある、イベントがあるというときには、例えば一角をですね、診療所のために確保していただくとかですね、決して親水公園から歩いてきてもらうというようなことは、考えておりません。それから、先ほど申し上げた、受診申込み予約システムですね、これらをうまく活用して、行事等の兼ね合いを見ながらですね、予約を受付けていくというような考えでおります。以上です。

○保実委員長 他によろしいですか。ないようでしたら、以上で議案第68号の審査を終わります。福祉保健部の皆さんありがとうございました。ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は11時30分といたします。

【休憩】

○保実委員長 引続き、会議を開きます。次に議案第66号、三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 それでは、議案第66号、三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。本案は、国土調査、地籍調査の成果に伴い、文化センターさくぎと三次市立図書館の位置を改めるもので、関係条例であります三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正することについて、併せて本文中の字句の整理を行うことについて、市議会の議決を求めようとするものです。

その内容は、文化センター作木と三次市立作木図書館の位置を三次市作木町下作木905番地2から三次市作木町下作木905番地6に改め、併せて関係条例である三次市文化センター設置及び管理条例の、本文中の第4条及び18条の字句、また、三次市立図書館設置条例の第7条及び第12条の字句の整理を行うため、一部を改正するものであります。三次市文化センター設置及び管理条例の新旧対照表をご覧ください。第2条は位置を改め、第4条は文中に、以下、手続き条例という。という字句を加え、18条は文中の三次市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例、以下、手続き条例というを削除し手続き条例という字句を加えるものです。続いて、三次市図書館設置及び管理条例の新旧対照表をご覧ください。同様に、第3条は位置を改め、第7条は文中に、以下手続き条例という。という文言を字句を加え、第12条は、文中の三次市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例。以下、手続き条例という。を削除し手続き条例という字句を加えるものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

す。

○保実委員長 それでは質疑をお願いいたします。

(なし)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第66号の審査を終わります。

次に、議案第69号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 議案第69号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本案は、三良坂放課後児童クラブの設置位置の変更に伴い、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置管理条例の一部を、改正しようとするものです。その内容は、現在、三良坂放課後児童クラブを三良坂農村ふるさとセンターで実施をしております。当該施設は老朽化が著しく進んでいることから、三良坂支所耐震工事にあわせ、工事完了後に、三良坂支所内に児童クラブを移転し、それに伴い、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置管理条例の一部を改正しようとするものです。新旧対照表をご覧ください。別表中、位置を三次市三良坂町三良坂5038番地6から三次市三良坂町三良坂5042番地1へ改正をします。移転は、三良坂支所の耐震工事の完了を鑑み、12月を予定をしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、お願いをいたします。

○保実委員長 では質疑をお願いします。

(なし)

○保実委員長 ないようでしたら以上で議案第69号の審査を終わります。次に、議案第73号工事請負契約の締結についてを審査します。提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 議案第73号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本案は、奥田元宋小由女美術館の空調設備改修機械設備工事について、令和4年8月2日に2社による一般競争入札を行い、令和4年8月8日に、広島県三次市西酒屋町412番地の1、株式会社中電工三次営業所所長、浅井健一と、2億4,200万円で仮契約を締結しました。落札率は98.28%です。

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めるものであります。

次に資料をご覧ください。提案理由については記載の通りです。提案の趣旨をご覧ください。工事の概要ですけれども、奥田元宋小由女美術館において、開館以来の空調設備を利用しており、老朽化などから故障が頻発をしております。これまで修繕等で対応してきましたけれども、美術館の運営に支障を来す状態であり、空調設備の熱源をはじめとした改修工事を行うものです。次に工事場所ですけれども、三次市東酒屋町10453番地6でございます。工事期間は、議決のあった日の翌日から令和6年4月30日までです。入札経過については、入札の種類が一般競争入札、開札日が令和4年8月2日、予定価格が2億4,623万8,300。落札者が株式会社中電工三次営業所、落札額が2億4200万円。落札率は98.28%です。財源については、過疎債、美術館整備事業債を予定をしております。

その他の欄をご覧ください。今回、空調改修工事を行います。代表機器の一つである熱源設備、いわゆる室外機のイメージを記載をしております。左が改修前のイメージと、現地に設置しています、表蓄熱式冷温水同時発生チラーの写真です。右が改修後のイメージです。現在の熱源設備は、2機ですが、改修後は24台の熱源設備の組み合わせとなる予定です。美術館という設備の特性に合わせた環境にも配慮した設備となっています。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決を賜りますよう、お願いをいたします。

○保実委員長 では質疑を願います。はい。黒木委員。

○黒木委員 お聞きします。改善前の機器と改善後の機器ですが、この熱効率ね熱量ですね、光熱費ですね、それはどのように下がるのか、改善されるのかお聞きします。

○保実委員長 はい。古矢課長。

○古矢文化と学びの課長 この熱源交換の機種選定をするに当たって、ランニングコストの試算をしておりますが、基本的には従来型と比較しまして、電気の使用量は、減るということがございます。減るのは2割ぐらい減るということです。

○保実委員長 はい。大森委員。

○大森委員 落札率は98.28パーセントになつとるんですが、これ、入札の参加者数は何社ありました。

○保実委員長 古矢課長。

○古矢文化と学びの課長 応札は2社でございます。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 率が高いのはね、チェックする議会としては、問題にせにゃいけないけど、市民の立場に立ったときには、高い方が、私は経済効果も含めて、ただ、入札に参加した会社が2社いうのもちょっと、少ないかなと思うんですよ。いつも、1社とか2社とかで済ませてしまうけども、より広く呼びかけて、参加できるような工夫を一つ、考えるわけにはいかんでしょうか。

○保実委員長 はい。古矢課長。

○古矢文化と学びの課長 入札にあたっての参加条件につきましては、委員会の方で、条件の決定をいただくわけですが、その条件設定にあたってですね、今回は、まず、完工高の関係が、管工事のものを採用してですね、公共が発注する空調設備等の同等以上の実績ということで、条件を1億円に設定しております。で、その同等実績のもとにですね、応札のできる会社の数っていうのが、おのずと決まってくるわけですが、そういったところでの価格設定の同等の金額1億円設定いうところですね、条件的には応札できる会社数は確保できていたと考えています。

○保実委員長 はい。掛田委員。

○掛田委員 すいません。ちょっと私も教えていただきたいことがあったんですけど、最初の議運でこの議案の説明があったときですね、熱源っていう言葉を聞いたら電気だところ思うわけですが、私ちょっとうろ覚えなんですけど、僕だけ小由女美術館が開館した時にですね、これ開館時に100%ではなかったと思うんですけど、地熱を利用した空調システムが使われてたような私、記憶がしております。で、今回の熱源を初めとした改修工事というのはこの、地熱とかいうそういう空

調システムということではなくて、もう全くその主たるその空調システムの改修というふうに捉えていいのかということと、もう一つ参考までに聞かせていただければ、地熱を利用した空調システムって今どうなったんだろうかっていう、この2点についてですね。質問させていただきたいと思えます。

○保実委員長 古矢課長。

○古矢文化と学びの課長 ご質問のですね、熱源交換についてですけども、まず地熱についてはおっしゃいます通り、開館時、当初の整備の中で、メインではないんですけど、サブ的に地熱のサポートを得るようなシステムになっておりました。で、これらも、経年の関係で、今回、このリニューアルに合わせてですね、すべての施設設備を点検したりですね、検査をしたりして、設計コンセプトとしては使えるものは使っていく中での熱源交換でございます。で、このモジュール式のシステムに変えるっていうところですね。ほとんどメインの熱源装置がですね、一新されるいうふうにご理解いただければと思います。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 はい。ありがとうございます。ちょっとくどいようですが、だから地熱の空調システムも今生きとるということで、利用していくっていう捉え方でよろしいんですかね。

○保実委員長 古矢課長。

○古矢文化と学びの課長 基本的にモジュールにすべて切り替わるイメージでございます。もうメインの熱源が、すべて変わりますっていうことです。

○保実委員長 はい、ほかに。

ないようでしたら以上で議案第73号の審査を終わります。ここで説明が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

はい。次の審査ですが、議案第90号不動産の借入れの契約についてと、議案第91号動産の買入れ契約については、関連がありますので、一括して審査を行います。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 それでは議案第90号動産の買入れの契約について及び議案第91号動産の買入れの契約についてご説明申し上げます。まず、議案第90号ですけども、本案は仮称三次市新学校給食調理場整備に伴い調理場から旧市内の小学校12校及び中学校5校へ給食を配送するため、給食配送車を4台購入することについて、令和4年8月17日に入札を行い、令和4年8月19日に、広島県三次市十日市中1丁目13番12号、三次マツダモーターズ株式会社代表取締役坪井和徳と3,059万8,241円で仮契約を締結しました。落札率は94.94%です。三次議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、動産を買入れることについて、市議会の議決を求めるものであります。なお、給食配送車の購入は7台予定をしておりまして、市内業者の入札機会をふやすため、7台を4台と3台に分け、購入することとし3台分については、これから説明をさせていただきます。議案第91号で議会の議決を求めようとするものであります。

続きまして議案第91号についてご説明申し上げます。本案は90号と同じく、仮称三次市新学校給

食調理場整備に伴い、調理場から旧三次市内の小学校12校及び中学校5校へ給食を配送するため、給食配送車を3台購入することについて、令和4年8月17日に入札を行い、令和4年8月18日に広島県三次市西酒屋町75番地1三次自動車サービス株式会社代表取締役松上四朗と2,288万2,681円で、仮契約を締結しました。落札率は、94.66%です。三次市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、動産を買入れることについて、市議会の議決を求めたものであります。以上説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○保実委員長 はい。ありがとうございました。なお、新学校給食調理場の進捗状況については、後ほど所管事務調査を予定しておりますので、質疑は議案についてのみお願いをしたいと思います。それでは、質疑をお願いいたします。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 先ほど入札の話があったんですけども、指名競争入札ということで今回されたということなんですけど確かに一般論で言いますと、一般競争入札でやはり移ってきてると。いう現状があらうかと思うんですね。指名競争入札に伴ういろんな問題点とか、いろんな考え方もあると思いますが、確かにそういう点では一般競争入札が望ましいという側面もあらうかと思いますが、しかし一方で、指名競争入札がすべて駄目だと私も思ってないんですね。今回ちょっと私の方で、背景を持ったらなぜ2回に渡ってやろうとしたのか、これ地域循環型の資金の流れ、こういったものも、頭の中におありになったのかなと思ったんですが、その指名競争入札を今回選んだところで、その目的であるとか利点であるとか、そういったものをもう少し具体的にですね、お示ししていただければと思います。

○保実委員長 はい。中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 給食配送さんの購入に係る指名業者の選定についてはですね、庁内の物品購入等入札参加者審査委員会で、決定をしております。この同様の車両についてですね、平成30年度におきまして、三次市内に本社本店を有する事業者を指名し、指名競争入札を、実施しているということから、今回もですね同様の業者選定となっております。また入札参加者数については入札参加者の資格審査に関する要綱により選定をしております。また配送車7台を、4台と散在に分けた理由でございますけれども、繰返しとなりますが、やはり受注機会の拡大のためにですね、工区設定の方させていただいたということでございます。

○保実委員長 はい。他に。はい。山田委員。

○山田委員 配送車の外観の図面はついてるんですけども、給食運ぶとなると、中の方で、荷台の中で固定とかですよね。台がいたりとかいろいろ必要ではないかと思うんですが、そのあたりを含めての、金額であって、もうそのまま使える状態の車が購入されるのかというのが1点と、もう1点は大体公用車の場合、リースという形もあったのではないかと。思いますが、今回は購入ということなんですけれども、購入となると、そのあとのメンテナンス、車検等もですけども荷台は特殊なものになると思いますので、そういったところも含めてのところのメンテナンスというのはどのようにお考えか、2点ほどお願いします。

○保実委員長 はい。中村課長。

○中村学校教育課長 委員の皆様にお示ししております、荷台の図面なんですけれどもこれは指名競争入札を行う際にですね、業者に提示した資料と同じでございます。これは最低限備えるべき仕様ということで提示をしておりますし、今回ですね、業者の方と詰めていく内容としましてはやはり、食缶に合わせた、やはり固定できるような、そういった機能というのをですね、今後業者とはですね、協議をしていながら、安全にですね、子どもたちのもとに給食を届け出るような、そういった措置を講じていきたいというふうに考えております。

またリースについてでございますけれども実際に車両購入するか、リースにするかということは、内部でも検討したんですけれども、ただ今回購入ということに至ったのは、やはりそこは過疎債という有利な財源を使って購入できるということが大きな要因でございます。車検メンテナンスについては今後ですね配送業務につきましては、配送とともに、車両の管理についてもですね、業者の方に、民間委託するように考えておりますので、そちらの方で専門の業者に、ノウハウを持った業者の方に、車検とかメンテナンス等ですね、きちんと対応してもらおうように考えております。

○保実委員長 はい。他に。大森委員。

○大森委員 時間がないけ、単刀直入。この配送車の、いわゆる食材を運ぶのに原則としてあったかいものはあたたかく、冷たいものは冷たく、そういうふうに、なるわけですけども、これをどこで立証するいうかそれを確かめる方法はないんですか。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 はい。議員が言われますようにですね温かいものは、あたたかく、冷たいものは冷たく。いうところで、これ学校給食の衛生管理基準でも、それぞれ温度が決まっておりますので、その温度を守るようにですね、まずはこの配送車もですけども、その前に、できた給食を入れる食缶のところで温度を保つように考えております。さらにはこの配送車でも、温度を保つように、いうふうに考えておりますけども、それを実証するところということですけども、調理場稼働前にですね調理の業務も含めて、配送についても、実証実験をしていこうというふうには考えております。

○保実委員長 はい。大森委員。

○大森委員 購入のときの条件、その場では、調べることでできないんだから、ねえ、今日作ったものを、今日、調べて統計を出せということは、ほぼ、時間もかかる。条件として、例えば1年なら1年、機能が貯まってるかどうか。そういうものを確認した上での購入というのはいかがでしょう。もし、例えば、保証したりなんかしたら、修理修繕は、お宅でやってくださいよということで、でもそこらのところの、買う時の状況がどうか

○保実委員長 はい。甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 給食を配送するのにですね不具合があってはいけないということは、大前提でございますので、温度を保つというところはですね、今の食缶で温度を保つというふうに、基本的には考えております。だけど、それを、安全に子どもたちのところに届けるというところではですね、それは不具合が生じるようであれば、それは改善していただくように、業者の方には、話をし

ていきます。

○保実委員長 はい。大森委員。

○大森委員 いずれにしても、今、次長がいうようにね、我々の立場、大人の立場、それに関わるものはすべて、食の安心安全、これが大事です。

だから、冷たいものが冷たいように、温かいものが温かいようにというそこにあるわけですね。細菌が培養される時期には、だからやはり温度下げると。で、きちっとした食材管理は、して走ると、いうことが大事だろう。そこら気をつけていただくっていうこと。はい。

○保実委員長 他に。はい。ないようでしたら以上で議案第90号及び議案第91号の審査を終わります。教育委員会の皆さんありがとうございました。ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は13時ちょうどとします。

【休憩】

はい。

○保実委員長 はい。それでは、午前中に引き続き委員会を開会いたします。委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論採決を行いたいと思います。これより陳情、第3号田幸保育所での3歳未満児保育のさらなる充実を求めることについて討論を行います。討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。これより陳情3号を採決いたします。陳情第3号を採択することにご異議ありませんか。

(なし)

○保実委員長 ご異議なしと認め、よって、陳情第3号は採択すべきものと決しました。

次に、議案第67号、三次市保育所設置条例の一部を改正する条例案の、討論を行います。

討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第67号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。ご異議なしと認め、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案の、討論を行います。討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第68号を採決いたします。本案を議案の通り決することにご異議ありませんか。

(なし)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。次に、議案第66号、三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第66を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(なし)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。次に、議案第69号、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第69号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(なし)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の原案の通り可決すべきものと決しました。次に議案第73号、工事請負契約の締結についての討論を行います。討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。これより議案第73号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(なし)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。次に、議案第90号動産の買入れの契約についての討論を行います。討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認め、これを、これをもって討論を終結いたします。これより議案第90号を採決いたします。本案を原案、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(なし)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。最後に、議案第91号動産の買入れの契約についての討論を行います。討論願います。

(なし)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第91号を採決いたします。本案を原案の通り、決することにご異議ありませんか。

(なし)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で採決を終わります。

それでは次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付するべき意見があればお願いします。なお、ご意見は、議案審査に関することの、そっか。議案審査に関係するものとしていただきますようお願いいたします。

ありませんか。大森委員。

○大森委員 議論の中でも参加したんですけども議案第90号91号、この二つについての動産の買入れであります。中身は、給食の配食車の動産の買入れということになるわけですが、原理原則と

して、子どもの食材を運送するわけですから、是非とも安心安全をもとに、しつこいような言い方ですけれども、安心安全を前提にして、これからの運営によろしくをお願いしたいと思います。

○保実委員長 はい。他にありますか。はい。杉原委員。

○杉原委員 議案68号の子ども診療センターの件ですけれども、現在の図書館の建物利用者、全体のですね、安全が守られるような動線の確保や、予約システム等の運営形態もですね、今後、様々なシミュレーションのもとで、計画をしっかりと立てられたいというような旨でお願いいたします。

○保実委員長 はい。それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(はい)

○保実委員長 ではそのようにさせていただきます。また後日タブレットの方に入れさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月30日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治